

平成 25 年 4 月 22 日

総務大臣 新藤 義孝 様

地方公務員給与についての要請

平成 25 年度の地方公務員給与については、本年 1 月に貴職が要請された、7 月からの給与引下げを前提とした改正地方交付税法が去る 3 月 29 日に成立したところである。

今回の措置は、東日本大震災に対処する必要性にかんがみ国家公務員の人事費の削減を行い、また、限られた時間の中で予算編成に取り組むなど、極めて特殊な状況の下で行われたとはいえ、地方固有の財源である地方交付税を給与引下げの要請手段として用いたと受けとめざるを得ず、地方のこれまでの人事費抑制の努力を考慮することなく、ラスパイレス指数の単年の比較のみに基づき、本来、条例により自主的に決定されるべき給与について引下げ要請が行われたことは、あってはならないことである。

また、「国と地方の協議の場」は一度しか開催されず、地方側と協議を尽くさないままこのような措置を国が決定したことは、過去に例を見ない異例な対応と言わざるを得ない。

我々としては、改正地方交付税法の成立を一つの契機に、今回の措置が東日本大震災を受けた例外的・時限的な措置であることを確認するとともに、こうした問題の対処に当たっては、国と地方の協議を十分経ることが必要であり、今後、地方公務員給与のあり方について検討の場を設け地方六団体と十分協議を行うことを、要請するものである。

地方六団体

全 国 知 事 会 会 長	山 田 啓 二
全 国 都 道 府 県 議 会 議 長 会 会 長	山 本 教 和
全 国 市 長 会 会 長	森 民 夫
全 国 市 議 会 議 長 会 会 長	関 谷 博
全 国 町 村 会 会 長	藤 原 忠 彦
全 国 町 村 議 会 議 長 会 会 長	高 橋 正